

# 農業所得の申告（収支計算の手引き）

## 1. 農業所得の申告とは

事業（継続的、収益性があるもの）として農産物の生産などを営んでいる場合は、農業経営者として申告をしなければなりません。

農業に関する補助金や交付金を受けている場合は、必ず申告を行う必要があります。

家庭菜園や家族のみで消費している農業の場合は、農業所得の申告は必要ありません。

## 2. 作成手順（記入欄が足りないときは適宜別紙でまとめてください。）

### ① 収入・経費の確認

1年間の農業の収入及び経費に関する資料を整理します。

**収入**・・・ 売上・収穫高・家事消費分・分配金・交付金・その他農業雑収入に関する資料の収集、出納簿の整理、受領書・明細書の整理などをしましょう。

**支出**・・・ 経費となるものの「領収書」「レシート」「購入明細」「拠出金明細」などの整理、出納簿などの計算、農業用通帳への記帳などをしましょう。

### ② 年間集計

①で整理した資料を各項目ごとに分類し、「収入」「経費」の項目別年間集計表へ記入して項目ごとに集計します。

### ③ 収支内訳書への記入

②で集計したものを収支内訳書(農業所得用)へ転記し、合計します。

### ④ 農業収支内訳書の完成

この結果を基に確定申告書または住民税申告書を作成します。



※帳簿や領収書などは提出不要ですが、整理して保存（法定帳簿は7年、任意帳簿や領収書などは5年）する必要があります。

## 申告会場にご来場の際のお願い

この冊子を利用して、事前に「収支内訳書」を完成させてご来場ください。

## 北広島町役場 税務課 所得係

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田1234番地  
TEL 0826-72-7351（税務課直通）

# 収支内訳書 (農業所得用)

令和

年分

氏名

科 目		金 額 (円)				科 目		金 額 (円)				
収入金額	販売金額	①				経費	修繕費	リ				
	家事消費金額	②					動力光熱費	ヌ				
	事業消費金額	③					作業用衣料費	ル				
	雑収入	③					農業共済掛金	ヲ				
	小計 (①+②+③)	④					荷造運賃手数料	ワ				
	農産物の 棚卸高	期首	⑤					土地改良費	カ			
		期末	⑥						ヨ			
計 (④-⑤+⑥)	⑦							タ				
経費	雇人費	⑧						レ				
	小作料・賃借料	⑨						ソ				
	減価償却費	⑩					雑費	ツ				
	貸倒金	⑪					農産物 以外の 棚卸高	期首	ネ			
	利子割引料	⑫						期末	ナ			
	その他の 経費	租税公課	イ					経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用		ラ		
			口				小計 (イ～ネまでの計+ナ～ラ)	⑬				
		種苗費	ハ				経費計 (⑧～⑫までの計+⑬)	⑭				
		肥料費	ニ				専従者控除前の所得金額 (⑦-⑭)	⑮				
		飼料費	ホ				専従者控除	⑯				
農具費		ヘ				所得金額 (⑮-⑯)	⑰					
農薬衛生費		ト				⑰のうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額						
諸材料費	チ											

# 項目別年間集計表 (項目別に集計し、収支内訳書に転記します)

《 収入金額 》 1月1日～12月31日の収入を集計してみましょう。農業通帳、農業ノート(受領書・明細書などを整理したもの)などを活用すると便利です。

販売金額 ①						家事消費・事業消費金額 ②				雑収入 ③			
月日	販売先	摘要	収穫日	数量	金額 (円)	摘要	数量	計上単価	金額 (円)	月日	摘要	金額 (円)	
計					①	計				②	計		③

○記載例 7ページにも補足説明があります。

販売金額 ①						家事消費・事業消費金額 ②				雑収入 ③			
月日	販売先	摘要	収穫日	数量	金額 (円)	摘要	数量	計上単価	金額 (円)	月日	摘要	金額 (円)	
10/7	JA広島〇〇	コシヒカリ(JA米) 1等	9/22	50袋	425,000 ※	自家消費飯米	10袋	8,350	83,500	3/30	中山間(個人+共同収入)	105,000	
10/25	〇△米穀店	コシヒカリ(30kg/袋)	9/22	20袋	172,000	縁故米(子・親戚)	20袋	8,500 ※	170,000 ※	5/30	機械利用組合オベ賃	220,000	
11/5	産直市	ほうれん草	10/3	300束	84,000	自家用(一般野菜) ほうれんそう、ねぎ、里芋他	5人×12月		120,000	9/30	多面的(草刈手当)	15,000	
12/10	"	さつまいも	10/25	80kg	40,000					11/30	中山間(役員手当)	10,000	
						自家消費分は実際の販売価格相当額で計算します。				11/30	各種補助金	52,500	
										12/10	特産加工組合(妻・花子)	120,000	
										12/25	農事法人従事分量配当	78,000	
計					①	計				②	計		③
					721,000					373,500			600,500

※JA米は、仮に1袋8,500円での計算例です。

\* 収入額は、農産物を収穫した年が収入を得た時となりますので、年内一括計上してください(所得税法41-1)。棚卸しをする場合は、収穫時の価格によって計算し、棚卸資産として翌年に繰越します。

\* くず米や種もみ用の米、小作料として地主に渡した米も収入となりますので、適切な価格で計上してください。

\* 自家消費分については、町内の市場価格・政府買入価格・新聞などの市場価格などを参考に実収穫高で計算してください。自家用の少量多品目野菜は主な野菜単価を使用してもかまいません。

\* 生計を一にする人が農業に関係して得た収入は、その家の農業収入としてまとめて申告する必要があります。

# 項目別年間集計表 (項目別に集計し、収支内訳書に転記します)

## 《 経 費 》

1月1日～12月31日の年間経費を項目ごとに集計してみましょう。 農業通帳、農業ノート(領収書などを整理したもの)などを活用すると便利です。

「減価償却費⑩」の計算 [定額法の場合]

計算方法などは6ページの「減価償却費の計算方法」を参考にしてください。

減価償却資産の名称等 (繰越資産を含む)	面積又は 数量	取得年月	償却資産の 取得額	償却基礎金額	償却方法	耐用年数	償却率	所有月数	本年分の 減価償却費	農業専用 割合	必要経費となる 減価償却費	未償却残高 (期末残高)	摘 要
			円	円	定額			12	円	%	円	円	
					定額			12					
					定額			12					
					定額			12					
					定額			12					
					定額			12					
					定額			12					
					定額			12					
					定額			12					
					定額			12					
計											⑩		

注)償却基礎金額は、平成19年3月31日以前に購入した場合は償却資産の取得額に0.9を乗じたものになります。平成19年4月1日以降に購入した場合は償却資産の取得額が償却基礎金額になります。

月日	雇 人 費 ⑧				月日	小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑨				
	住 所	氏 名	金 額	源泉徴収税額		住 所	氏 名	種別等	面積・数量	金 額
			円	円						円
計			⑧		計					⑨
具体的 内 容	<b>&lt;雇人費&gt;</b> 常雇、臨時雇人などの労賃及び賄費 ・農作業等に関して賃金・給与の支払をしたもの ・作業員への食事、衣服の支給をしたもの 【家族への支払は対象外】				具体的 内 容	<b>&lt;賃借料&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の賃借料</li> <li>・農業集団または個人から借りた農機具などの賃借料</li> <li>・共同利用施設(カントリーエレベーター、ライスセンターなど)の利用料</li> </ul>				

# 項目別年間集計表 (項目別に集計し、収支内訳書に転記します)

## 《 経 費 》

1月1日～12月31日の年間経費を項目ごとに集計してみましょう。 農業通帳、農業ノート(領収書などを整理したもの)などを活用すると便利です。

月日	貸倒金 ⑪	利子割引料 ⑫	租税公課 イ	種苗費 ロ	素畜費 ハ	肥料費 ニ	飼料費 ホ	農具費 ヘ	農薬衛生費 ト	諸材料費 チ
<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 0 5px;">                     計                 </div>	⑪	⑫	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
具体的な内容	売掛金などの貸倒損失	農業にかかる借入金の利子や受取手形の割引料など  ※元金の返済額は必要経費になりません。	農業用資産の固定資産税、不動産取得税、農業用自動車の自動車税、水利費、農協組合費など  ※農業用でないものは計上できません。併用の場合は、専用割合で按分するなど適切に計上してください。	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用  ※自給分は収穫したときの価額によって記入します。	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料	肥料の購入費用	飼料の購入費用	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用	農薬の購入費用や共同防除費など	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用

# 項目別年間集計表 (項目別に集計し、収支内訳書に転記します)

## 《 経 費 》

1月1日～12月31日の年間経費を項目ごとに集計してみましょう。農業通帳、農業ノート(領収書などを整理したもの)などを活用すると便利です。

月日	修繕費 <small>リ</small>	動力光熱費 <small>ヌ</small>	作業用衣料費 <small>ル</small>	農業共済掛金 <small>ヲ</small>	荷造運賃手数料 <small>ワ</small>	土地改良費 <small>カ</small>	その他 <small>ヨ～ソ</small>	雑費 <small>ツ</small>		
計	<small>リ</small>	<small>ヌ</small>	<small>ル</small>	<small>ヲ</small>	<small>ワ</small>	<small>カ</small>	<small>ヨ～ソ</small>	<small>ツ</small>		
具体的な内容	農機具、農業用自動車、農業用建物などの修理に要した費用  ※資産の価値を高めたり、耐久性を増すなど、資本的支出(減価償却の対象)となるものは除きます。	農業に用いた電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費  ※家庭用と共用している場合は、その使用割合等で按分して算出します。	作業衣、長靴、地下たびなどの購入費用	水稻、果樹、家畜、農業用自動車などに係る共済掛金	出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷受)機関に支払う手数料  ※手数料を販売代金から差し引かれた場合も含まれます。	土地改良事業の受益者負担金や客土費用	中山間地域等直接支払事業個人支出金、作業委託費などは空欄へ直接表示してもかまいません。	農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらない経費(事務用品など)		

## 減価償却費の計算方法（定額法・旧定額法の場合）

### ○減価償却費の計算にあたって

区 分	農 業 経 費 へ の 計 上 方 法
使用可能期間1年以下 又は取得価額10万円未満	償却資産に該当しません。「農具費」や「諸材料費」として購入した年の経費に計上します。
取得価額10万円以上20万円未満 (一括償却資産)	取得価額の1/3の金額を、取得後3年間減価償却費として経費に計上することができます。
取得価額20万円以上	資産ごとに決められた耐用年数に応じて減価償却費の計算方法により計上します。 中古品の耐用年数は別に算定することとなります。耐用年数を全部経過した資産の場合の耐用年数は、耐用年数に0.2を乗じた年数となります。

### ○計算方法

平成19年3月31日以前に  
取得の場合（旧定額法）

$$\text{取得価額} \times 90\% \times \text{償却率} \times \frac{\text{所有月数}}{12\text{月}} \times \text{農業専用割合} = \begin{array}{|l} \text{その年の} \\ \text{減価償却費} \end{array} \quad \begin{array}{|l} \text{償却可能限度額(取得価額} \times 95\%) \text{まで計上でき} \\ \text{ます。} \end{array}$$

上記の平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産で95%まで償却が終わったものは、次の計算式により償却終了の翌年以後5年間で備忘価額（1円）まで均等償却することができます。

取得価額の95%に  
到達した減価償却資産

$$\left[ \text{取得価額} \times 5\% - 1\text{円} \right] \div 5\text{年} = \begin{array}{|l} \text{その年の} \\ \text{減価償却費} \end{array} \quad \begin{array}{|l} \text{備忘価額(1円)まで計上できます。} \\ \text{(最後の1年分は1円を引いた額)} \end{array}$$

平成19年4月1日以降に  
取得の場合（定額法）

$$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \frac{\text{所有月数}}{12\text{月}} \times \text{農業専用割合} = \begin{array}{|l} \text{その年の} \\ \text{減価償却費} \end{array} \quad \begin{array}{|l} \text{取得価額から備忘価額(1円)を引いた金額まで計上できます。} \\ \text{(最後の1年分は1円を引いた額)} \end{array}$$

### ○主な資産の耐用年数及び償却率

※平成21年1月1日から耐用年数が改正されています。

種 類	用 途 ・ 構 造		耐用年数	償却率
建 物	倉庫用、作業場用	木造・合成樹脂造	15年	0.067
		鉄骨鉄筋コンクリート造	38年	0.027
	簡易建物	掘立造・仮設	7年	0.143
構 築 物	ビニールハウス	金属造(基礎工事有)	14年	0.072
		金属造(基礎工事無)	10年	0.100
器 具 ・ 備 品				
機 械 ・ 装 置	農業用設備	農機具 (トラクター、コンバイン、田植機など)	7年	0.143
車 両	軽トラック		4年	0.250
	貨物自動車		5年	0.200



(4年以上経過した中古の軽トラック：簡易法で2年)

**【計算例1】** 平成17年2月に200万円で取得した木造作業場の場合(耐用年数15年)

償却期間	計算(価額×0.9×償却率×使用月数)	減価償却費	未償却残高
1年目(平成17年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 11/12 =$	110,550 円	1,889,450 円
2年目(平成18年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	1,768,850 円
3年目(平成19年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	1,648,250 円
4年目(平成20年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	1,527,650 円
5年目(平成21年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	1,407,050 円
6年目(平成22年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	1,286,450 円
7年目(平成23年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	1,165,850 円
8年目(平成24年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	1,045,250 円
9年目(平成25年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	924,650 円
10年目(平成26年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	804,050 円
11年目(平成27年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	683,450 円
12年目(平成28年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	562,850 円
13年目(平成29年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	442,250 円
14年目(平成30年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	321,650 円
15年目(令和元年分)	$200万 \times 0.9 \times 0.067 \times 12/12 =$	120,600 円	201,050 円
16年目(令和2年分)	$200万 \times 95\% - ※1,798,950円 =$	101,050 円	100,000 円
17年目(令和3年分)	$(10万 - 1) \div 5 =$	20,000 円	80,000 円
18年目(令和4年分)	$(10万 - 1) \div 5 =$	20,000 円	60,000 円
19年目(令和5年分)	$(10万 - 1) \div 5 =$	20,000 円	40,000 円
20年目(令和6年分)	$(10万 - 1) \div 5 =$	20,000 円	20,000 円
21年目(令和7年分)	$20,000円 - 1 =$	19,999 円	1 円

平成19年3月31日までの取得のため、取得価額の95%まで償却(旧定額法)

※15年目までの償却費累計

以降5年で残りの5%を均等償却します。

償却終了

**【計算例2】** 令和3年7月に100万円で取得した軽トラックの場合(耐用年数4年、事業専用割合40%)

償却期間	計算(価額×償却率×使用月数×専用割合)	減価償却費	未償却残高
1年目(令和3年分)	$100万 \times 0.25 \times 6/12 \times 0.4 =$	50,000 円	875,000 円
2年目(令和4年分)	$100万 \times 0.25 \times 12/12 \times 0.4 =$	100,000 円	625,000 円
3年目(令和5年分)	$100万 \times 0.25 \times 12/12 \times 0.4 =$	100,000 円	375,000 円
4年目(令和6年分)	$100万 \times 0.25 \times 12/12 \times 0.4 =$	100,000 円	125,000 円
5年目(令和7年分)	$(125,000 - 1) \times 0.4 =$	49,999 円	1 円

平成19年4月1日以降取得のため、備忘価額1円を残して償却(定額法)  
軽トラックなどの場合、事業専用割合を乗じます。

**【計算例3】** 令和5年5月に15万円で取得した畦草刈り機の場合(一括償却資産)

償却期間	計算(価額×償却率)	減価償却費	未償却残高
1年目(令和5年分)	$15万 \times 1/3 =$	50,000 円	100,000 円
2年目(令和6年分)	$15万 \times 1/3 =$	50,000 円	50,000 円
3年目(令和7年分)	$15万 \times 1/3 =$	50,000 円	0 円

取得価額が20万円以下の場合、使用月数に関係なく3年で均等償却することができます。

**○減価償却資産についての注意事項**

- ・新しく農機具などを購入された場合は「販売証明書」を、建物などを取得された場合は「売買契約書」などを用意してください。
- ・「農業専用割合」とは、実際に農業で使用した割合のことです。農業以外で使用している場合は概算で算定してください。  
(例)農業用軽トラックを買物や通院にも使用している場合⇒使用距離などにより算定
- ・資産を複数人で共有している場合は、「取得価額」を持分で按分してください。
- ・「所有月数」が1か月に満たない場合は、1か月として計算します。
- ・耐用年数が不明な資産については税務署または役場税務課へお尋ねください。

**農業雑収入とは**

**農業に関連して得た次のような収入は、農業雑収入となります。**

- ・「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金」など  
中山間地域等直接支払交付金の「個人配分金」「共同取組活動分個人収入分」や多面的機能支払交付金の「日当」など
- ・有害鳥獣損害防止物資購入に伴う補助金
- ・受託作業料(オペレーター賃金など農業集団からの分配金)、農業作物加工・販売など、任意団体からの分配金
- ・果樹共済や水稻共済の受取共済金
- ・その他、販売・収穫高以外で、農業に関連して得た収入についても、農業の雑収入に計上してください。

